

弘中 豊

上 告 状

上 告 人      ロナルド・アラン・マクリーン

〒104 東京都中央区銀座二丁目二番一八号西欧ビル八階

(五六七) 六九九四

右訴訟代理人弁護士      秋 山 幹 男

〒104 東京都中央区銀座四丁目八番一一号普隣ビル五階

(五六一) 七三三〇

同      弘 中 惇 一 郎

〒100 東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 上 告 人      法務大臣 稲 葉 修

右当事者間の東京高等裁判所昭和四八年行(コ)第二五号在留期間更

新不許可処分取消請求控訴事件について昭和五〇年九月二五日言渡された判決は全部不服であるので上告を提起する。

原 判 決 の 表 示

王 文

原判決を取消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めらる。

上 告 の 理 由

おつて上告理由書を提出する。

昭和五〇年 月 日

右上告人訴訟代理人

弁護士 秋山幹男

同 弘中博一郎



最高裁判所 御中